

核融合科学研究所核融合科学学際連携センター運営規則

制 定 令和5年3月14日 核研規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、核融合科学研究所組織運営規則（令和4年核研規則第4号。以下「規則」という。）第5条第4項の規定に基づき、核融合科学学際連携センター（以下「連携センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(連携センター会議)

第2条 連携センターに連携センター会議を置く。

2 連携センター会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 核融合科学の学際化に関する事項
- (2) 核融合開発研究との連携に関する事項
- (3) 産学官連携による核融合技術の社会実装に関する事項
- (4) その他、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）と他機関との学際的連携に関し必要な事項

3 連携センター会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 連携センター長
- (2) 次条に定める各部門の長
- (3) その他、連携センター長が必要と認めた者

4 連携センター長は、連携センター会議を招集し、その議長となる。

5 前各項のほか、連携センター会議の開催及び審議方法に関し必要な事項については、別に定める。

(部門)

第3条 連携センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 先端学術研究連携部門
- (2) 開発研究連携部門
- (3) 産学官連携部門

2 連携センターの構成員は、前項に定める部門のいずれか又は複数の部門に所属するものとする。

3 先端学術連携部門は、先端的な学術研究領域との学際的な研究ネットワークの構築及びオープンサイエンスの推進による核融合科学の学際化の支援を担当する。

4 開発研究連携部門は、核融合開発研究との連携の支援を担当する。

5 産学官連携部門は、産学官連携による核融合技術の社会実装の支援を担当する。

(部門長)

第4条 各部門に部門長を置き、連携センターの構成員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、該当する部門の運営を掌理する。

(知的財産委員会)

第5条 連携センターに、自然科学研究機構知的財産ポリシー、自然科学研究機構職務発明等規程及び自然科学研究機構産学官連携ポリシーに基づき、知的財産委員会（以下、「委員会」という。）を置き、連携センター会議の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(1) 発明等の審査に関すること

(2) 研究成果から生まれる知的財産である特許権、実用新案権、意匠権、著作権（図書・出版に関するものを除く。）、回路配置権、育成者権及びノウハウ等の機密情報に関すること

(3) その他、研究所における知的財産の管理に関すること

2 委員会に、委員長を置き、連携センターの構成員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が議長となる。

4 委員会の委員は、研究所の職員のうちから委員長が選出し、所長が指名する。

(任期)

第6条 第2条第3項第3号に定める連携センター会議の構成員、第4条第1項に定める部門長、第5条第1項に定める委員会の委員長及び委員、規則第5条第2項に定める連携センターの構成員（以下「構成員等」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の構成員等に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における構成員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 連携センターの庶務は、管理部研究支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、連携センター、第3条第1項各号に定める部門及び第5条第1項に定める委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。